

第 2 期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針

はじめに

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）及び国の成年後見制度利用促進基本計画（平成29年 3 月閣議決定。以下「国基本計画」という。）に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、区では令和 2 年 8 月に成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針を策定しました。この方針に基づき、令和 3 年 3 月に「中央区障害者計画・第 6 期中央区障害福祉計画・第 2 期中央区障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」に包含して中央区成年後見制度利用促進計画を策定しました。

計画策定後は中央区成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）において、利用促進に係る各取組の進捗状況の点検・評価を行うとともに、次期計画に盛り込むべき施策の方針の策定に向けた検討を行ってきました。

この方針は、第 2 期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方向性を示すとともに、審議会における全体構想の設計及びその実現に向けた進捗管理に活用していくために作成したものです。

第 1 計画の策定にあたって

1 背景

(1) 成年後見制度の課題

成年後見制度は、平成11年の民法（明治29年法律第89号）の改正により、従来の禁治産や準禁治産制度に代わって導入された制度です。制度の導入後、利用者は年々増加し、その必要性及び制度への理解は深まりつつあるものの次の 2 点が主な課題となっています。

①財産管理の観点のみが重視され、成年被後見人の自己決定権の尊重などの意思決定支援や身上保護が重視されない場合があること。

②法定後見制度の後見類型の終了原因が限定されており、実際のニーズに関わらず、一時的な法的課題や身上保護の重要な課題等が解決した後も制度が継続すること。

今後、成年後見制度の利用促進をしていくためには、尊厳ある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等ノーマライゼーションの理念の実現を図り、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用改善等に向けて検討していく必要があると考えられます。

(2) 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定

このような課題を解決するとともに、成年後見制度の利用を促進していくために、国において第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定。以下「第二期国基本計画」という。）を策定しました。第二期国基本計画において、中核機関及び協議会の運営、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組、担い手の育成・活用支援等は市町村の役割とされています。

(3) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

近年、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化し、地域共生社会^{※1}の実現を目的とした様々な福祉施策が進められています。

第二期国基本計画においては、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととしています。

(4) 尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続するために、①本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用をすること、②本人にとっての必要性や他の権利擁護支援による対応について考慮した上で適切に成年後見制度が利用されるように連携体制等を整備すること、③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること等が求められています。

(5) 中央区保健医療福祉計画2020の中間見直し

令和2年3月に「中央区保健医療福祉計画2020」が策定され、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築や高齢者、障害者等の権利擁護の推進のための取組が示されています。令和6年3月の中間見直しにおいて、重層的支援体制整備事業^{※2}の実施に向けた検討を行っています。

※1 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会

※2 重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市区町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業



地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進（イメージ図）



出典：第二期成年後見制度利用促進基本計画

2 計画策定の目的

区では、急激な人口増加に伴い、今後、一人暮らしの高齢者や障害者、高齢者のみの世帯及び障害者の子と高齢の親等の世帯もますます増加していくことが想定されます。そのため、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化及び増大化する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要があります。

そこで、中央区における成年後見制度に係る現状と課題に対する具体的な施策や取組を高齢者及び障害者の観点からそれぞれ整理し、制度の利用の促進を総合的かつ計画的に推進していくため、「第2期中央区成年後見制度利用促進計画」を策定します。

3 計画の位置付け

「中央区成年後見制度利用促進計画」は、促進法第14条第1項の規定に基づく基本的な計画であり、かつ、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画等として策定する「中央区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画として策定する「中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に包含した計画として位置付けます。



第二期国基本計画（抜粋・一部修正）

◆市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
- 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・ 中核機関、協議会の整備・運営の方針を定めるものであること。
 - ・ 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針を定めるものであること。
 - ・ 地域連携ネットワークの機能を強化するための施策等を定めるものであること。
 - ・ 区長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進方針を定めるものであること。

第2 目指す姿及び施策の方向性

1 目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度を含めた権利擁護支援により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続し、地域社会に参加しています。

2 施策の方向性

中央区保健医療福祉計画2020の基本理念、基本施策等並びに中央区における成年後見制度に係る現状及び課題を踏まえ、4つの方向性を定めます。

施策の方向性Ⅰ 成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及・啓発を推進する。

施策の方向性Ⅱ 成年後見制度を含めた権利擁護支援を安心して利用できる仕組みを作る。

施策の方向性Ⅲ 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

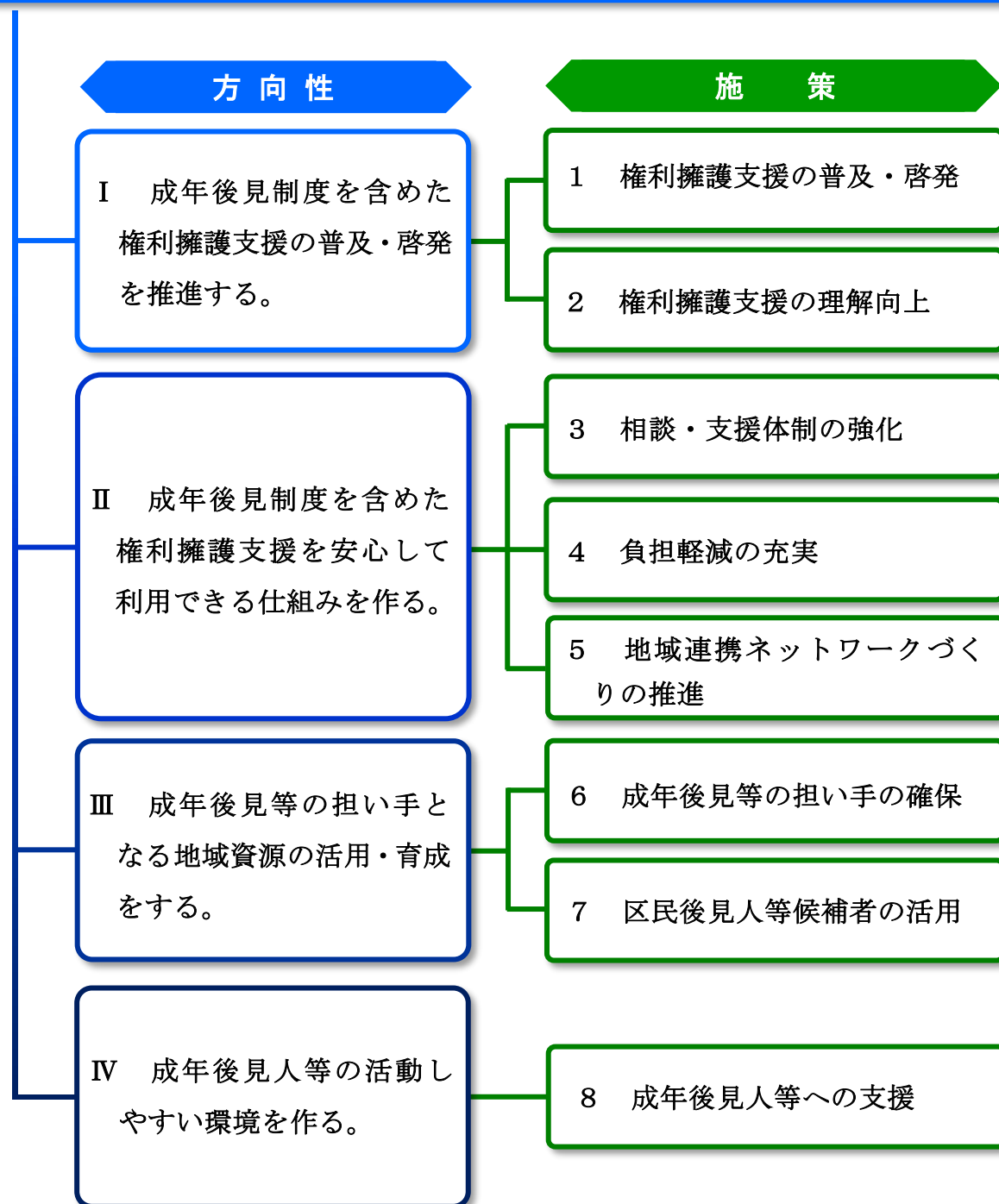
施策の方向性Ⅳ 成年後見人等の活動しやすい環境を作る。

第3 計画に盛り込むべき施策の方向性

中央区が目指す姿の実現に向けて、計画に盛り込むべき施策の体系は次のとおりです。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度を含めた権利擁護支援により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続し、地域社会に参加しています。



第4 各施策の取組内容及び具体的な取組

成年後見制度の利用促進を図るため、各施策において、次の取組を実施する必要があります。

施策の方向性Ⅰ 成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及・啓発を推進する。

施策1 権利擁護支援の普及・啓発

(1) 効果的な広報活動の実施

制度の利用促進を図るため、ホームページの積極的な活用や所管課・関係機関との連携など、より効果的な広報活動を実施します。また、申立費用・報酬助成制度等についても様々な方法で周知を行います。

区分	具体的な取組
充実	ホームページ、リーフレット等による成年後見制度・任意後見制度・権利擁護支援事業の普及
継続	区のおしらせ、ホームページ、ちらし等による申立費用・報酬助成制度等の周知

(2) 講座、講演会等の実施

制度の理解を深めるとともに、制度の利用につなげるため、参加者のニーズにあわせて講座の内容や開催日時、手法等を工夫し、講座、講演会等を実施します。

区分	具体的な取組
充実	申立て講座、成年後見制度講座等の内容・手法等の充実
継続	関係団体との連携による成年後見制度講座・講演会等の実施

施策2 権利擁護支援の理解向上

(3) 職員等を対象とした研修の充実

職員の制度に対する理解を深めるため、制度の基礎から申立費用・報酬助成制度、受任者調整制度等より実務的な研修まで内容を充実させるとともに、中央区相談支援包括化推進員^{※3}等の福祉関係者を中心に職員のスキルアップを図っていきます。

区分	具体的な取組
充実	中央区相談支援包括化推進員等への研修の実施
	申立費用・報酬助成制度、意思決定支援等の専門的知識を深めるための研修内容の充実

※3 中央区相談支援包括化推進員

地域住民の複雑化・複合化する課題に対し、各相談支援機関の連携により、適切な支援を行うための取組の一つとして、福祉保健部の相談支援を行う部署に配置している。

(4) 区及び関係機関の相互理解の促進

区職員及び関係機関がそれぞれ行う業務等について、相互理解を深め、制度の運用を円滑に進めていくために、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会において、ケース検討や意見交換等を行います。

区分	具体的な取組
継続	ケース検討、意見交換等の実施

施策の方向性Ⅱ 成年後見制度を含めた権利擁護支援を安心して利用できる仕組みを作る。

施策3 相談・支援体制の強化

(5) 地域関係者・関係機関と連携した相談体制の強化

複雑化・複合化した課題等を抱えた方の相談を包括的に支援するために福祉総合相談窓口（仮称）を開設し、世帯の課題やニーズを的確に把握するとともに、権利擁護支援を必要とする人を中核機関につなげていきます。

また、個別訪問や地域関係者による日常的な見守りとの継続的な連携・情報共有を行い、制度を必要とする方の早期発見・早期支援につなげていきます。

区分	具体的な取組
新規	福祉総合相談窓口（仮称）と連携した相談支援
継続	地域福祉コーディネーター※4、民生委員、町会等の戸別訪問、日常的な見守りとの連携・情報共有による早期発見・早期支援

(6) 支援方針の検討等への司法専門職等の関与

本人を支援するための方針や後見人等候補者の検討（受任者調整）の際に、必要に応じて、中央区権利擁護支援推進協議会（以下「協議会」という。）で司法・福祉等専門職からの専門的な助言を得ることで、本人にとって適切な支援方針を検討するとともに、適切な後見人等候補者を選定します。

区分	具体的な取組
充実	支援方針の検討、受任者調整等への司法・福祉専門職の助言等の活用

※4 地域福祉コーディネーター

地域の実情に応じ、地域で発見された生活課題の解決に向けて相談対応、ネットワークの構築等を行う福祉の専門職で、社会福祉協議会の地域ささえあい課に配置されている。

(7) 本人の意思を尊重した適時・適切な権利擁護支援の促進

後見等開始前におけるチーム（※15 ページ参照）による見守り及び意思決定支援を継続的に行い、適時・適切な制度の利用につなげるとともに、成年後見等への移行や制度選択への助言を行います。

区分	具体的な取組
充実	チームによる日常的な見守り・継続的な意思決定支援
継続	権利擁護支援から成年後見等への移行、権利擁護支援事業・法定後見・任意後見の選択に係る支援
	受任者調整シート・本人情報シートの活用

(8) 適時・適切な区長申立ての実施

区長申立てを適時・適切に実施するために、必要に応じて、協議会において、検討段階における司法・福祉専門職からの専門的な助言を受けます。

区分	具体的な取組
継続	区長申立ての検討における司法・福祉専門職の助言

施策4 負担軽減の充実

(9) 申立て支援及び費用・報酬助成の充実

区長申立てに係る報酬助成及びその他の申立て費用・報酬助成制度を見直し、充実を図ります。

区分	具体的な取組
充実	費用・報酬助成制度の見直し及び充実

施策5 地域連携ネットワークづくりの推進

(10) 中央区権利擁護支援推進協議会の運営

後見等開始の前後を問わず、チームに対して必要な支援ができるよう、司法・福祉の専門職団体、関係機関等で組織された協議会により、地域課題について継続的に協議を行い、関係機関等の連携の強化及び自発的に協力する体制づくりを進めます。

区分	具体的な取組
継続	中央区権利擁護支援推進協議会の運営

(11) 中核機関の運営

制度の利用促進、成年後見人等への支援、協議会の運営等を行うため、区及び社会福祉協議会が協働して国基本計画に基づく中核機関を運営します。

区分	具体的な取組
継続	中核機関の運営

(12) 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催

制度の利用が必要な方の早期発見・早期支援に向けて、地域連携ネットワーク（※12ページ参照）を強化していくために、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催します。

区分	具体的な取組
継続	権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催
充実	地域連携ネットワークの強化

施策の方向性Ⅲ 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

施策6 成年後見等の担い手の確保

(13) 区民後見人^{※5}候補者の養成・支援

区民後見人を養成するための基礎講習を実施するとともに、基礎講習の修了後、一定期間経過した方のフォローアップを目的とした研修の内容や活動支援体制等をより充実させていきます。

区分	具体的な取組
継続	区民後見人養成研修の実施
充実	フォローアップ研修の充実

(14) 区民後見人の活動機会の充実

区民後見人の活動機会の充実を図るため、受任要件を見直すとともに、専門職後見人から区民後見人への切替え等を行うリレー方式や、後見人等を複数選任する複数後見の実施機会の充実に向けて検討を行います。

区分	具体的な取組
新規	区民後見人の受任要件の検討
充実	リレー方式・複数後見の実施機会の充実

※5 区民後見人

弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見人や親族後見人とは異なり、同じ地域に住む区民の立場で成年後見人等として、社会貢献的な精神に基づき、身上保護や財産管理などの後見業務を行う方。活動にあたっては、成年後見制度の趣旨と内容を理解するため、区が実施する基礎講習を修了する必要がある。

(15) 法人後見実施体制の強化

社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等となり後見等事務を行う法人後見を社会福祉協議会が実施するための検討（ニーズの把握、課題の整理等）を行うとともに、法人後見実施団体との連携を強化します

区分	具体的な取組
継続	社会福祉協議会による法人後見の実施の検討
充実	法人後見実施団体との連携の強化

施策7 区民後見人等候補者の活用

(16) 区民後見人候補者の幅広い活用及びモチベーションの確保

各研修を修了した区民後見人候補者が成年後見人等として活動するまでの間、講座・講演会の講師や運営に活用し、候補者のモチベーションの確保を図ります。また、社会福祉協議会が法人後見業務を行う場合には後見支援員について検討していきます。

区分	具体的な取組
継続	法人後見業務の後見支援員等への活用の検討
	講座・講演会の講師・運営への活用

施策の方向性Ⅳ 成年後見人等の活動しやすい環境を作る。

施策8 成年後見人等への支援

(17) チームの自立支援

中核機関が後見等開始後の成年後見人等を含むチームにおいて、必要に応じて、支援方針の共有や各々の役割分担の確認などを行い、チーム活動の開始に向けて支援します。また、本人を支援するための方針等を再検討する際に、必要に応じて、司法・福祉等専門職から専門的な助言を得る場を設けるなど、チームを支援します。

区分	具体的な取組
新規	中核機関によるチームの自立支援
継続	協議会によるチームへの専門的助言

(18) 成年後見人等選任後の状況把握

成年後見人等が選任された後も継続的にモニタリングを行い、必要に応じて支援するなど、成年後見人等が活動しやすい環境を作ります。

区分	具 体 的 な 取 組
継続	継続的な見守りの実施
	定期報告書作成支援

(19) 親族後見人等への支援の充実

親族後見人等が一人で悩みなどを抱え込まないよう、親族後見人等による交流会やワークショップを開催して、支援を行うとともに、その内容の充実を図り、親族後見人同士の交流をより活発化していきます。

区分	具 体 的 な 取 組
充実	親族後見人向け講座（交流会・ワークショップ）の充実

解説

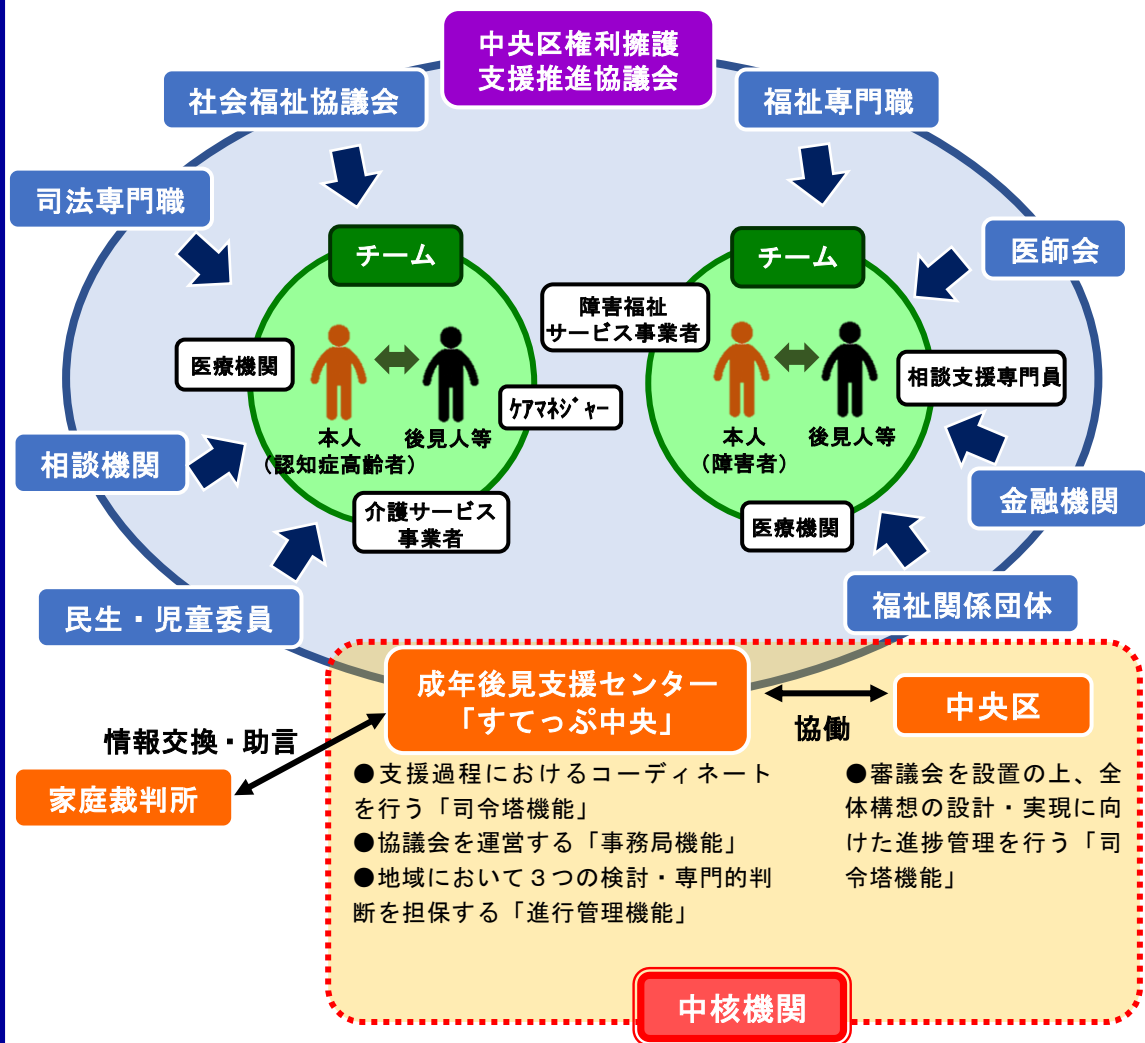


地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークは、本人及び後見人等を支える医療・福祉・地域の関係者等からなる「チーム」を相談機関、専門職、行政等が一体的に連携・協力して支援を行う仕組みです。

行政や社会福祉協議会のほか、司法・福祉専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）においては成年後見制度の利用に係る直接の相談や支援を担う役割、相談支援専門員、ケアマネジャー、障害福祉・介護サービス事業者、医療機関等においては日常的な業務から成年後見制度の利用が必要な人を発見し、つなぐ役割が求められています。

◆地域連携ネットワークのイメージ



中央区権利擁護支援推進協議会

協議会は、法律・福祉の専門職団体、関係機関等が連携して地域課題の検討・調整・解決に向けて継続的に協議を行い、地域連携ネットワークの機能・役割が適切に果たせるような体制づくりを進めるための合議体です。

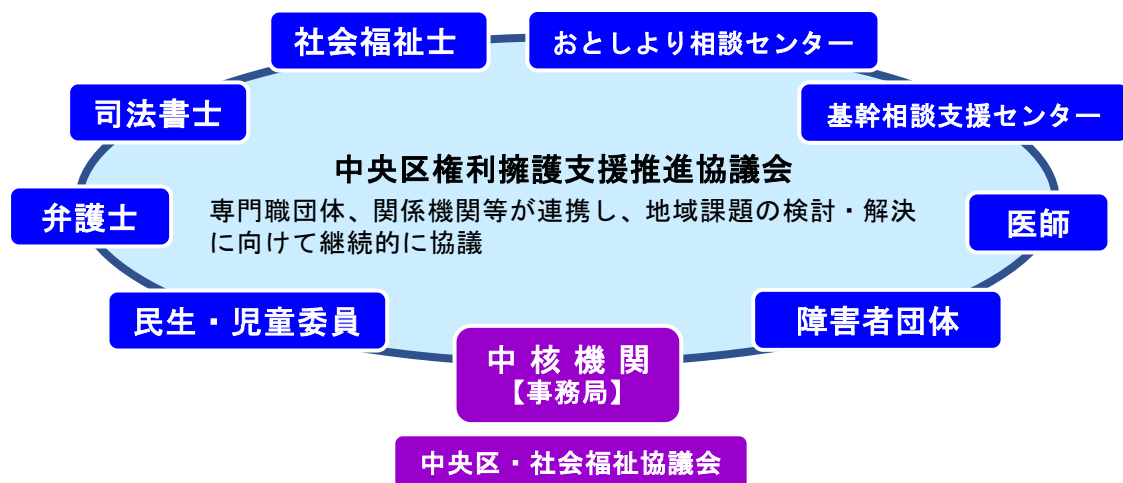
(1) 構成員

医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、障害者団体、民生・児童委員、相談機関（おとしより相談センター・基幹相談支援センター）、社会福祉協議会、行政（中央区）

(2) 主な審議事項

- ア 権利擁護に係る支援の必要性及び適切な支援内容の検討
- イ 専門職後見人等及び区民後見人等の候補者の推薦
- ウ 権利擁護に係る支援を行うための専門職団体等による地域連携の仕組みづくり

◆中央区権利擁護支援推進協議会のイメージ



中核機関

中核機関は、専門職による専門的助言等の支援の確保、地域連携ネットワークの構築及び地域における連携・対応強化の継続的な推進等を行う中核的な機関です。

(1) 設置の主体

中核機関が行う権利擁護支援の業務が、区の保有する個人情報等を基に行うこと、地域関係者や他の行政機関などとの連携及び調整が必要となることから、中央区が設置します。

(2) 運営の主体

地域の実情に応じた適切な運営ができるよう、中核機関としての業務の一部を中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」に委託します。

(3) 役割

中央区及び「すてっぷ中央」が協働して中核機関の役割を果たします。

ア 司令塔機能

全体構想の設計及びその実現に向けた進捗管理、支援の各過程や協議時における関係者のコーディネート

イ 事務局機能

関係機関、各種専門団体等が参加し、協力・連携強化を協議する協議会の運営

ウ 進行管理機能

地域における3つの検討・専門的判断（①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断、②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断）の担保

(4) 主な業務の内容

ア 利用促進のための広報・啓発

イ 相談受付

ウ 利用促進（候補者の推薦）

エ 成年後見人等への支援

オ 関係機関との連絡調整

カ 協議会の運営

中央区成年後見制度利用促進審議会

審議会は、成年後見制度の利用の促進に係る施策の適切な運用、進捗状況等について、点検、評価等を行うために協議を行う合議制の機関です。

(1) 構成員

学識経験者、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、障害者団体、民生・児童委員、相談機関（おとしより相談センター・基幹相談支援センター）、社会福祉協議会、行政（中央区）

(2) 主な審議事項

ア 成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検、評価に關すること。

イ 中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に關すること。

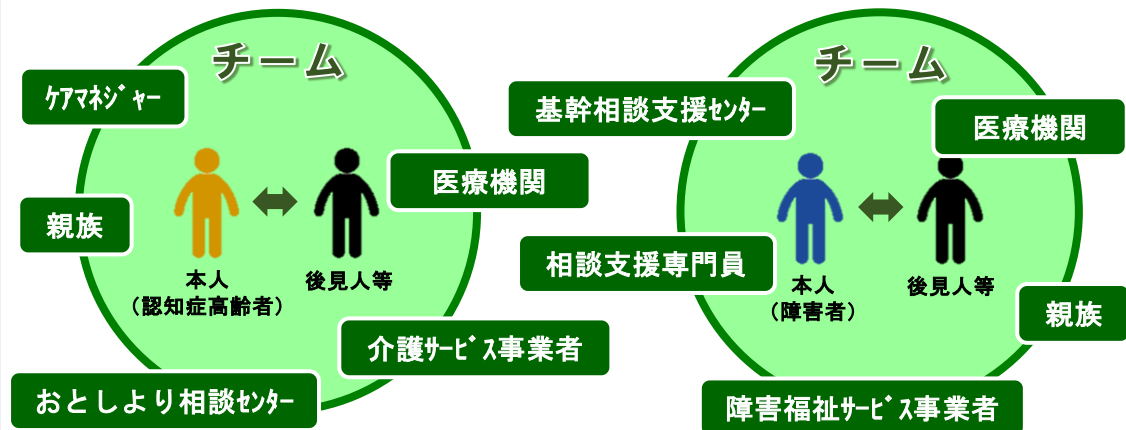
チーム

後見等開始前においては本人に身近な親族、相談支援専門員、ケアマネージャー、障害福祉・介護サービス事業者、医療機関、地域の関係者等、後見等開始後においてはこれに後見人等を加えたメンバーが個々の状況に応じて「チーム」となり、本人の意思を尊重した心身・財産の保護を行う仕組みです。

◆中央区におけるチームのイメージ（一例）

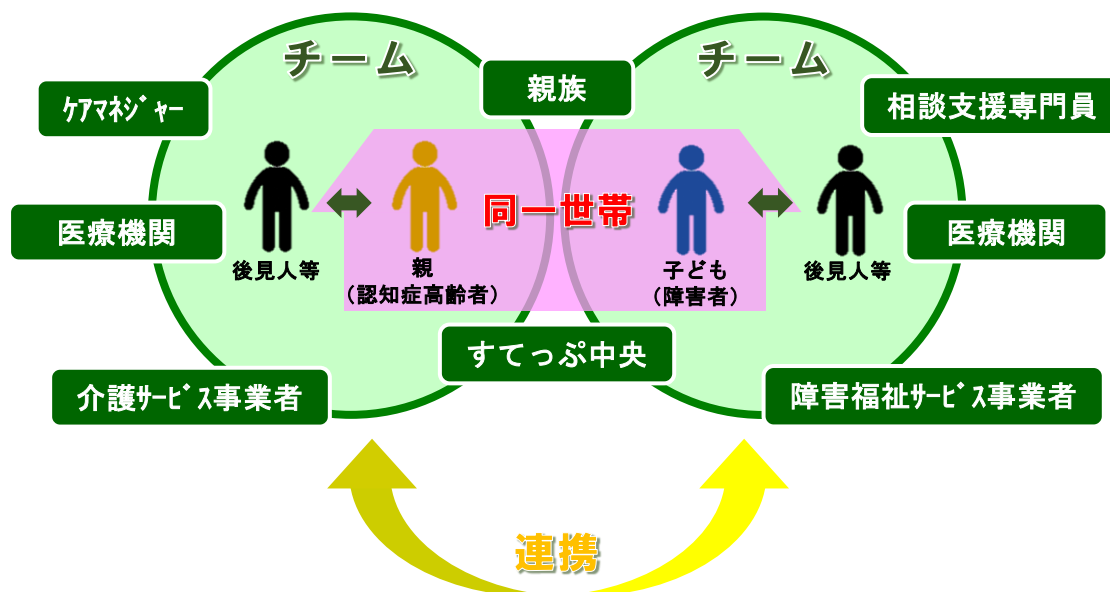
認知症高齢者と後見人等を支えるチーム

障害者と後見人等を支えるチーム



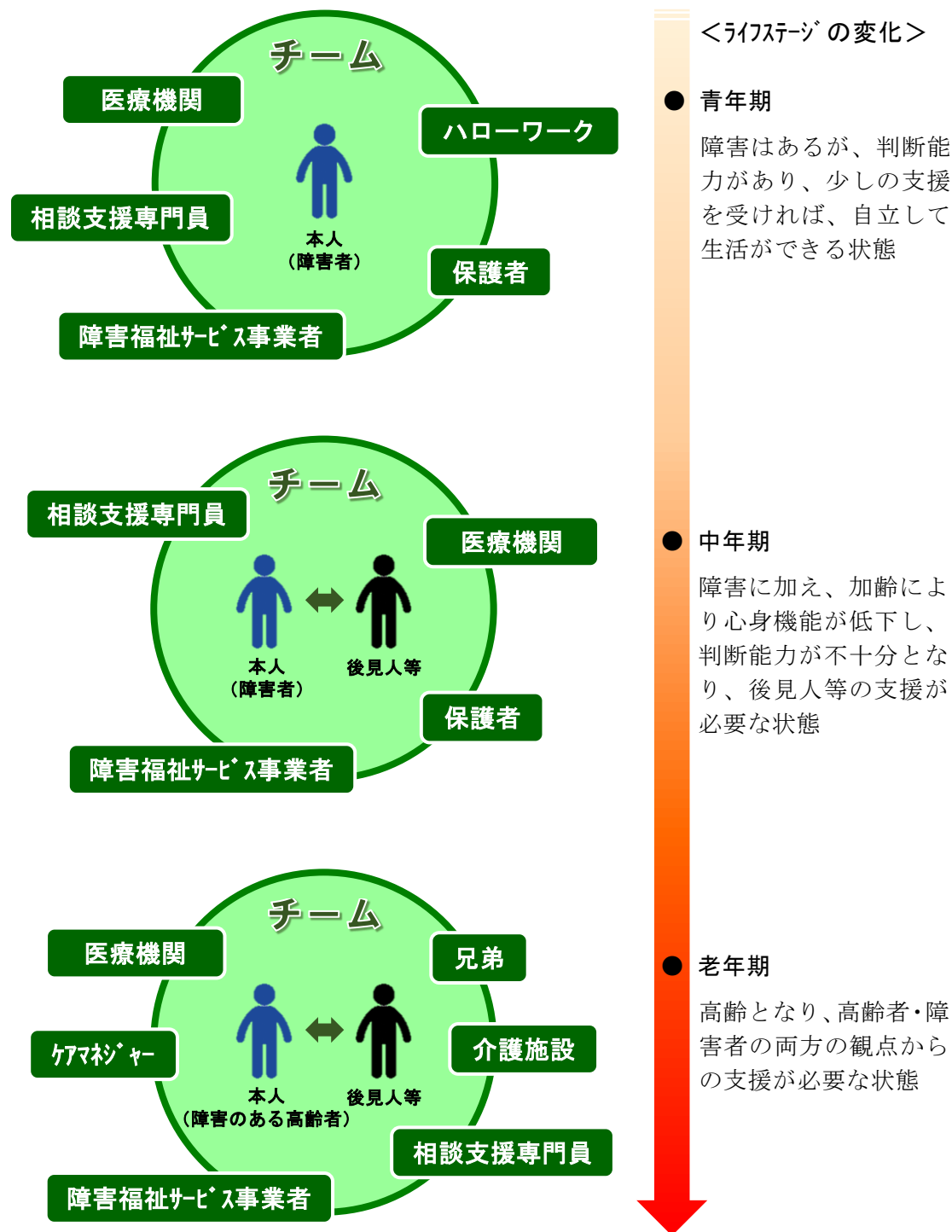
例えば、障害のある子どもがいる世帯の親が高齢者となり、認知症などの理由で支援が必要になったときは、子どもを支援するチームに加えて、親を支援するチームを結成し、それぞれのチームが連携することにより世帯全体を支えます。

◆認知症高齢者の親と障害のある子どもの世帯を支えるチームのイメージ



また、障害のある成年被後見人が高齢者になるなど、本人の状況が変化したときは、その状況に応じて「チーム」のメンバーを適宜変更します。

◆障害者の状況の変化に応じて支えるチームのイメージ

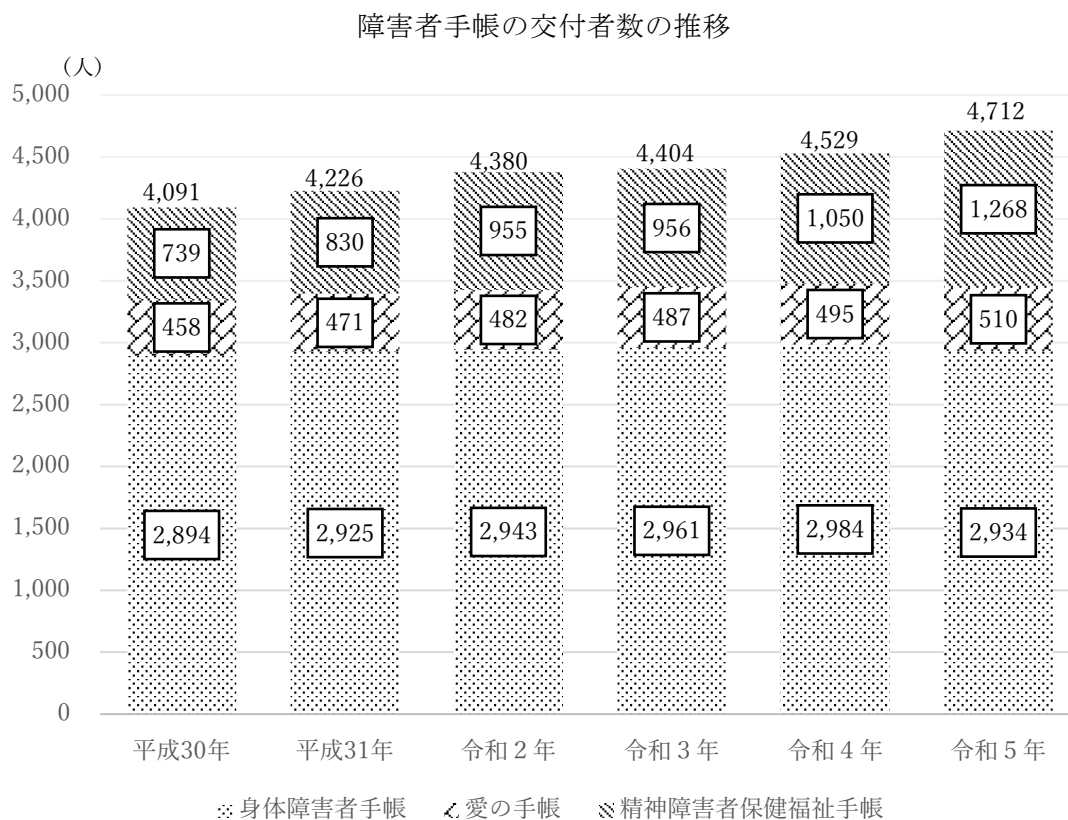


資料編（中央区の現状）

1 対象者別データ

(1) 障害者手帳の所持者数

障害者手帳の交付者数は、いずれの手帳交付者も増加しており、合計数は平成30年は4,091人でしたが、令和5年は4,712人となっています。



資料：中央区（各年4月1日現在）

愛の手帳交付者の障害程度をみると、最も軽度の4度が233人、3度（中度）が135人と、中・軽度者が7割以上になっています。

東京都愛の手帳交付者数

程度別 年齢計	計	1度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)
計	510	25	117	135	233
18歳以上	351	19	81	93	158
18歳未満	159	6	36	42	75

資料：中央区（令和5年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳交付者の障害程度をみると、最も軽度の３級が837人、２級が670人と、中・軽度者が９割以上に超えています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数

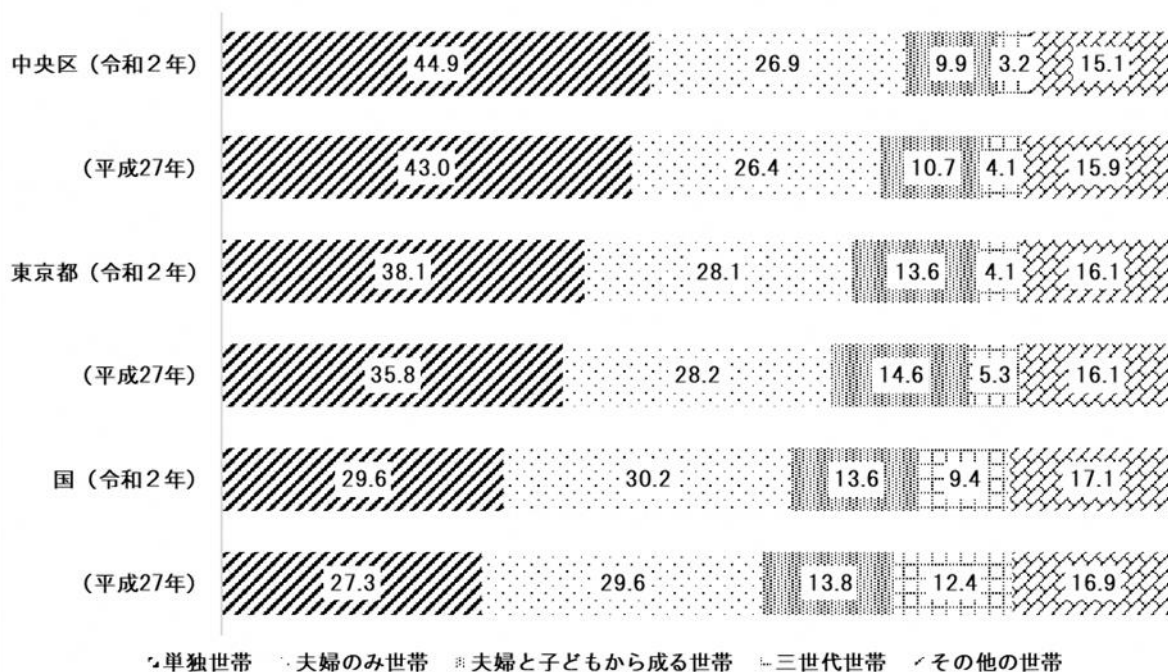
程度別 年齢計	計	１級 (重度)	２級 (中度)	３級 (軽度)
計	1,576	69	670	837
18歳以上	1,544	66	661	817
18歳未満	32	3	9	20

資料：中央区（令和５年４月１日現在）

(2) 高齢者のいる世帯の世帯構成

中央区は、東京都や国と比較して、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合が高くなっています。

高齢者のいる世帯の世帯構成（中央区、東京都、国）

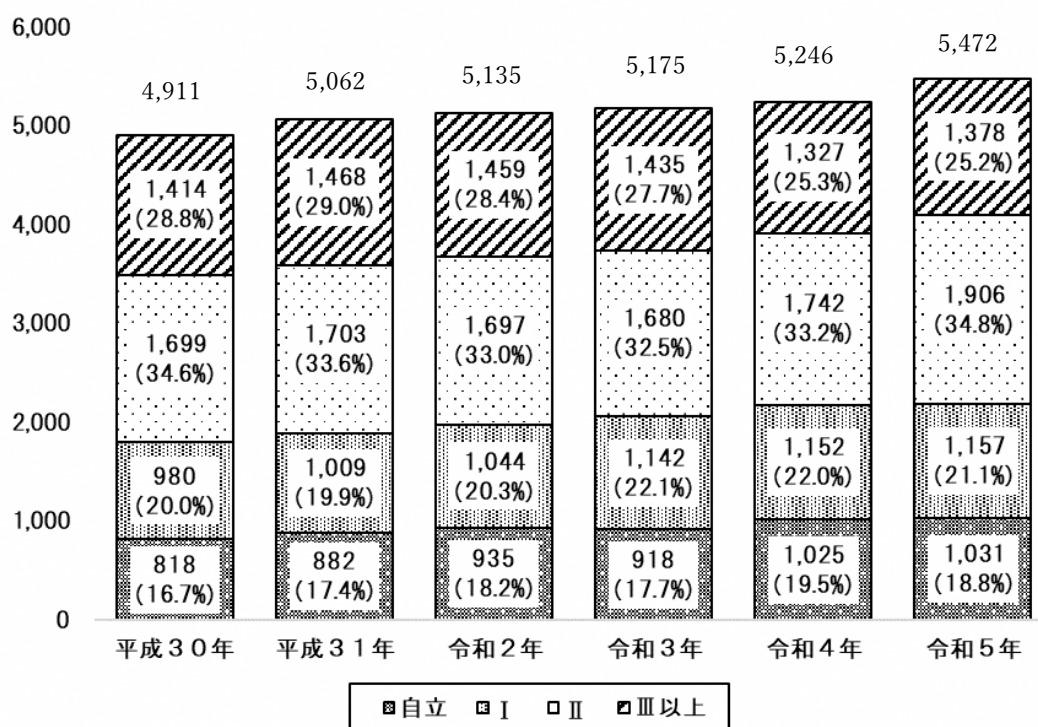


資料：総務省統計局「国勢調査」（平成２７年、令和２年）

(3) 認知症高齢者数の推移

要支援・要介護認定者のうち、日常生活自立度別に認知症高齢者数の推移をみると、生活に支障のある症状等がみられるⅡ以上の認知症高齢者数は令和５年は3,284人となっています。

日常生活自立度別の認知症高齢者数の推移



※転入者で自立度が把握できない者を除いて集計

資料：中央区（各年３月31日現在）

認知症高齢者の日常生活自立度

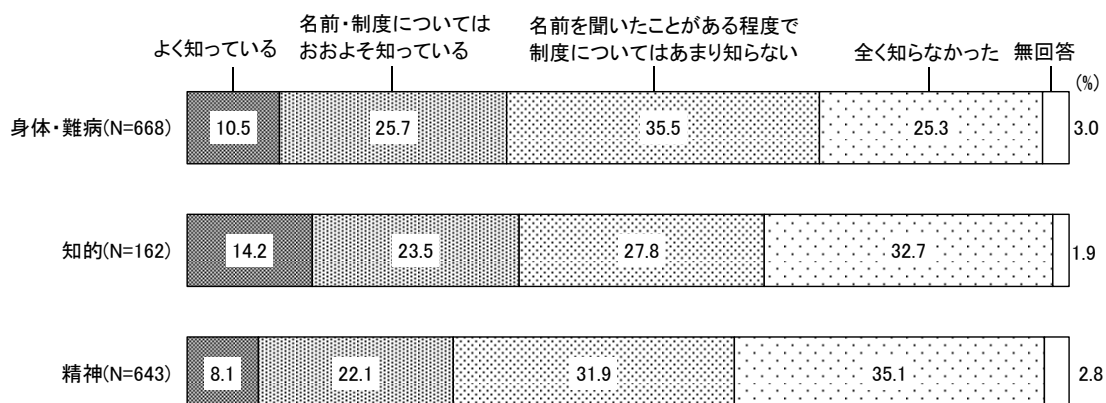
I	認知症を有するが、家庭内・社会で日常生活は自立
II	生活に支障ある症状等があるが、他者の注意あれば自立 a：家庭外で、上記の状態がみられる b：家庭内でも、上記の状態がみられる
III	日常生活に支障ある症状等があり、介護が必要 a：日中を中心として、上記の状態がみられる b：夜間を中心として、上記の状態がみられる
IV	日常生活に支障ある症状等が頻繁にあり、常時の介護が必要
M	著しい精神症状・周辺症状がみられ、専門医が必要

2 成年後見制度の認知状況

(1) 障害者

成年後見制度の認知度について、「知っている」との回答（「よく知っている」と「名前・制度についてはおおよそ知っている」の合計）は、身体・難病では36.2%、知的では37.7%、精神では30.2%となっています。

障害者の成年後見制度の認知状況



資料：令和5年3月 中央区障害者(児)実態調査報告書

(2) 高齢者

成年後見制度の認知度について、「知っている」との回答（「よく知っている」と「名前・制度についてはおおよそ知っている」の合計）は、40.9%になっています。

高齢者の成年後見制度の認知状況



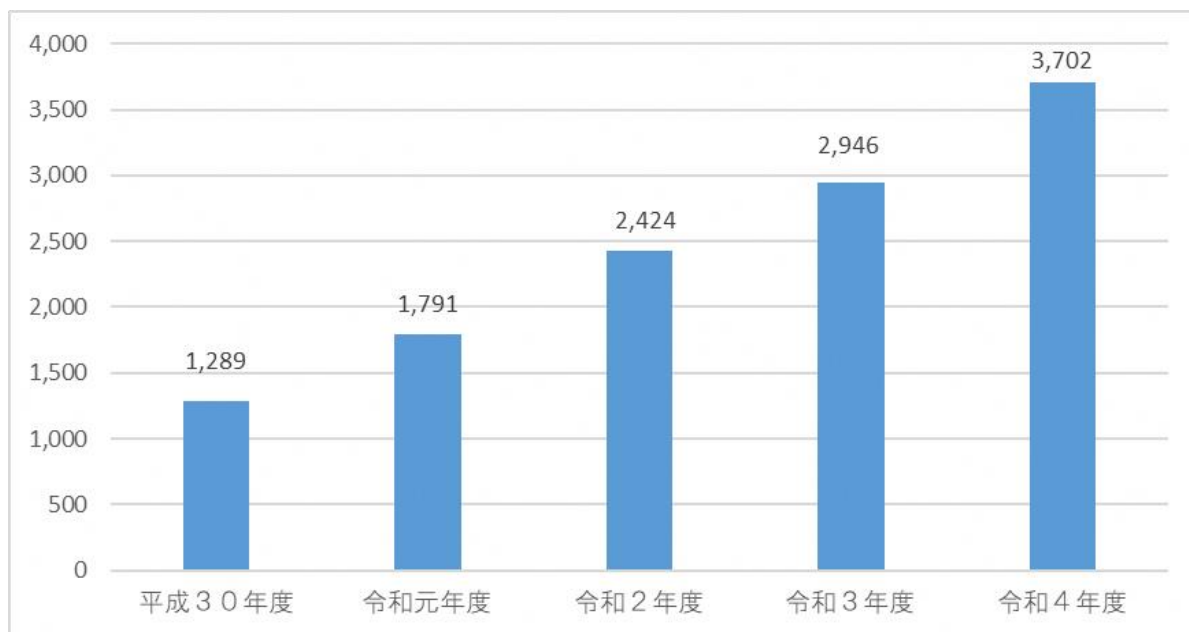
資料：令和5年3月中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査報告書

3 区の相談機関における実績

(1) 障害者

障害者の相談件数の推移をみると、平成30年度から毎年増加しています。障害種別では特に精神障害の相談件数が増加しています。

基幹相談支援センターにおける相談件数の推移



基幹相談支援センターにおける相談＜障害種別実績数＞

(単位：人/%)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
身体障害者	202	15.7	207	11.6	319	13.2	515	17.5	528	14.3
重症心身障害	11	0.9	7	0.4	5	0.2	15	0.5	92	2.5
知的障害	542	42.0	918	51.3	1,096	45.2	1,045	35.5	832	22.5
精神障害	60	4.7	72	4.0	377	15.6	692	23.5	1,356	36.6
発達障害	420	32.6	430	24.0	442	18.2	338	11.5	480	13.0
高次脳機能障害	5	0.4	8	0.4	59	2.4	144	4.9	150	4.1
難病	6	0.5	7	0.4	4	0.2	27	0.9	104	2.8
その他	43	3.3	142	7.9	122	5.0	170	5.8	160	4.3
合計	1,289	—	1,791	—	2,424	—	2,946	—	3,702	—

相談支援方法別では、関係機関が 1,741 件（47.0%）で最も多くなっています（令和 4 年度）。電話相談が平成 30 年度から令和 4 年度まで毎年増加してます。

基幹相談支援センターにおける相談＜相談支援方法別実績＞

（単位：件/%）

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
訪問	55	4.3	53	3.0	64	2.6	58	2.0	83	2.2
来所相談	230	17.8	210	11.7	159	6.6	233	7.9	389	10.5
同行	22	1.7	44	2.5	48	2.0	61	2.1	44	1.2
電話相談	224	17.4	352	19.7	517	21.3	725	24.6	1,177	31.8
メール	17	1.3	34	1.9	31	1.3	151	5.1	228	6.2
ケース会議	14	1.1	31	1.7	41	1.7	37	1.3	30	0.8
関係機関	720	55.9	1,057	59.0	1,556	64.2	1,674	56.8	1,741	47.0
その他	7	0.5	10	0.6	8	0.3	7	0.2	10	0.3
合計	1,289	—	1,791	—	2,424	—	2,946	—	3,702	—

支援ニーズ別では、福祉サービス利用が1,738件（46.9%）で最も多くなっています（令和 4 年度）。権利擁護の件数は、令和 2～4 年度にかけて横ばいで推移しています。

基幹相談支援センターにおける相談＜支援ニーズ別実績＞

（単位：件/%）

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
福祉サービス利用	471	36.5	832	46.5	1,507	62.2	1,536	52.1	1,738	46.9
障害・病状の理解	29	2.2	49	2.7	29	1.2	61	2.1	67	1.8
健康・医療	76	5.9	159	8.9	107	4.4	285	9.7	218	5.9
不安解消・情緒安定	49	3.8	51	2.8	109	4.5	316	10.7	740	20.1
保育・教育	50	3.9	22	1.2	30	1.2	29	1.0	18	0.5
家庭・人間関係	137	10.6	128	7.1	110	4.5	164	5.6	131	3.5
家計・経済	16	1.2	44	2.5	213	8.8	127	4.3	57	1.5
生活技術	131	10.2	111	6.2	120	5.0	133	4.5	224	6.1
就労	267	20.7	204	11.4	90	3.7	229	7.8	130	3.5
社会参加・余暇活動	25	1.9	41	2.3	20	0.8	10	0.3	100	2.7
権利擁護	20	1.6	142	7.9	87	3.6	56	1.9	74	2.0
その他	18	1.4	8	0.4	2	0.1	0	0	205	5.5
合計	1,289	—	1,791	—	2,424	—	2,946	—	3,702	—

(2) 高齢者

おとしより相談センターへの相談実績をみると、相談内容別では介護保険サービス、福祉・保健サービスが多くなっています（令和4年度）。成年後見制度の申立ての支援に関することは令和4年度621件で令和2年度から年々増加しています。権利擁護に関することは令和4年度1,552件となっています。

相談手段別では、どの地域においても電話による相談が最も多くなっています（令和4年度）。

おとしより相談センターの地域別・内容別受付相談実績

① 相談内容（重複あり）

（単位：件）

			令和2年度				令和3年度				令和4年度			
			京橋	日本橋	月島	計	京橋	日本橋	月島	計	京橋	日本橋	月島	計
相談内容	予介護	① 介護予防に関すること	752	484	500	1,736	522	528	270	1,320	306	580	326	1,212
		② 介護保険サービス	2,897	2,248	4,181	9,326	2,923	2,292	4,405	9,620	3,262	3,066	4,671	10,999
	総合相談・支援	③ 福祉・保健サービス	2,921	739	3,682	7,342	2,772	723	3,822	7,317	2,425	690	3,485	6,600
		④ 住宅改修に関すること	219	100	298	617	159	81	231	471	285	75	142	502
		⑤ 福祉用具に関すること	357	236	656	1,249	339	304	560	1,203	367	313	540	1,220
		⑥-1 在宅療養支援に関すること(区民)	445	99	136	680	320	120	119	559	282	51	104	437
		⑥-2 在宅療養支援に関すること(ケアマネ)	66	52	139	257	37	93	40	170	57	62	47	166
		⑥-3 在宅療養支援に関すること(訪問看護)	43	31	104	178	20	23	11	54	48	18	13	79
		⑥-4 在宅療養支援に関すること(包括)	0	3	2	5	0	10	0	10	0	7	3	10
		⑥-5 在宅療養支援に関すること(医療機関)	142	112	186	440	123	159	149	431	92	82	211	385
		⑥-6 在宅療養支援に関すること(その他)	16	15	27	58	19	32	10	61	14	11	8	33
		⑦-1 医療・疾病(入院を含む)	1,037	1,398	1,664	4,099	860	1,395	1,610	3,865	917	1,085	1,607	3,609
		⑦-2 精神に関すること	460	355	207	1,022	428	475	264	1,167	707	283	189	1,179
		⑧ 入所に関すること	466	404	779	1,649	377	344	708	1,429	380	145	570	1,095
		⑨ 認知症に関すること	411	882	786	2,079	418	821	790	2,029	530	863	743	2,136
		⑩ 介護方法に関すること	6	100	75	181	29	68	51	148	19	73	31	123
		⑪ 介護者の離職防止に関すること	31	1	2	34	22	6	3	31	10	1	3	14
		⑫ その他	109	313	252	674	122	459	110	691	78	65	172	315
	権利擁護	⑬ 成年後見制度の申立ての支援に関すること	144	129	126	399	225	99	224	548	350	125	146	621
		⑭ 権利擁護に関すること	180	742	499	1,421	257	671	352	1,280	443	592	517	1,552
	ケアマネ支援	⑮ 虐待に関すること	58	103	42	203	31	49	94	174	37	35	51	123
		⑯ ケアプランに関すること	82	92	54	228	73	47	30	150	30	12	45	87
		⑰ 制度に関すること	50	6	1	57	41	4	7	52	16	1	2	19
		⑱ 社会資源に関すること	5	5	13	23	5	9	9	23	9	6	4	19
	その他(事業者等)	⑲ その他ケアマネ業務に関すること	11	17	7	35	3	3	2	8	2	5	4	11
			0	1	2	3	0	0	1	1	0	2	3	5
合計			10,908	8,667	14,420	33,995	10,125	8,815	13,872	32,812	10,666	8,248	13,637	32,551

月島地域の件数は「勝どきおとしより相談センター」分を、日本橋地域の件数は「人形町おとしより相談センター」分を含む。

② 相談件数（実人数）

（単位：人）

		令和2年度			合計	令和3年度			合計	令和4年度			合計
		京橋	日本橋	月島		京橋	日本橋	月島		京橋	日本橋	月島	
相 談 手 段	電 話	4,252	3,931	4,725	12,908	4,069	3,845	4,787	12,701	4,519	3,922	4,991	13,432
	来 所	1,759	1,159	2,922	5,840	1,948	1,276	3,036	6,260	1,885	1,286	2,946	6,117
	訪 問	1,033	763	1,802	3,598	994	796	1,870	3,660	998	881	1,510	3,389
	文書（FAX・メール含む）	400	34	39	473	137	50	40	227	97	60	40	197
	コールセンター	28	15	44	87	38	7	55	100	106	8	58	172
	合 計	7,472	5,902	9,532	22,906	7,186	5,974	9,788	22,948	7,605	6,157	9,545	23,307

4 成年後見制度の利用状況

(1) 区長申立て実績

令和4年度の区長申立て件数は、3件となっています。

区長申立て関連事業実績

(単位：件)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区長申立	1	2	1	8	1	4	7	3
後見報酬助成	2	1	—	1	1	2	2	2

(2) 成年後見制度の利用者数

中央区の成年後見制度の利用者数は、令和4年末で200件となっています。

成年後見制度の利用者数（23区）

(単位：件)

市区町村名	後見	保佐	補助	任意後見	合計
千代田区	99	18	13	5	135
中央区	140	29	17	14	200
港区	327	83	32	17	459
新宿区	435	121	36	11	603
文京区	270	50	23	10	353
台東区	249	89	28	9	375
墨田区	339	88	26	7	460
江東区	565	109	24	11	709
品川区	456	150	52	23	681
目黒区	391	71	20	14	496
大田区	874	288	100	30	1,292
世田谷区	1,160	266	92	53	1,571
渋谷区	320	82	39	18	459
中野区	465	109	36	22	632
杉並区	745	189	65	21	1,020
豊島区	410	101	34	17	562
北区	450	131	44	13	638
荒川区	266	66	21	4	357
板橋区	717	178	64	24	983
練馬区	998	241	86	21	1,346
足立区	912	236	58	21	1,227
葛飾区	591	128	53	13	785
江戸川区	743	145	51	13	952

※1 令和4年12月31日時点で東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）が管理している本人数

※2 対象となる「本人」は、東京家裁が管理している本人であり、本人の住所地（住民票所在地）が東京都内であっても、東京家裁以外の家裁が管理している本人は含まれない。

成年後見制度の利用者数（中央区）

（単位：件）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
後見	141	140	129	128	140
保佐	45	38	39	31	29
補助	20	22	20	20	17
任意後見	9	9	12	15	14
合計	215	209	200	194	200

※1 各年12月31日時点で東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）が管理している本人数

※2 対象となる「本人」は、東京家裁が管理している本人であり、本人の住所地（住民票所在地）が東京都内であっても、東京家裁以外の家裁が管理している本人は含まれない。

(3) 成年後見関係事件の申立て件数

中央区の成年後見制度の申立て件数は、令和4年は42件となっています。

成年後見制度の申立て件数（令和4年・23区）

（単位：件）

	区市町村名	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見 監督人選任	合計
1	千代田区	11	6	0	1	18
2	中央区	34	5	1	2	42
3	港区	64	28	4	10	106
4	新宿区	110	27	11	6	154
5	文京区	57	8	7	1	73
6	台東区	50	20	8	9	87
7	墨田区	72	24	2	1	99
8	江東区	110	25	10	5	150
9	品川区	93	27	12	7	139
10	目黒区	74	8	2	7	91
11	大田区	156	31	22	10	219
12	世田谷区	222	42	20	15	299
13	渋谷区	63	18	2	12	95
14	中野区	98	19	11	7	135
15	杉並区	135	36	7	11	189
16	豊島区	87	33	8	8	136
17	北区	89	19	8	8	124
18	荒川区	52	11	0	2	65
19	板橋区	132	27	17	5	181
20	練馬区	196	51	15	4	266
21	足立区	174	41	7	9	231
22	葛飾区	152	36	13	4	205
23	江戸川区	146	36	11	5	198

東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）に対して令和4年1月から12月までに申立てのあった成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の件数

成年後見制度の申立て件数（令和４年・中央区）

（単位：件）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
後見開始	21	25	27	26	34
保佐開始	4	5	4	5	5
補助開始	3	5	6	3	1
任意後見 監督人選任	5	4	3	9	2
合計	33	39	40	43	42

※東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）に対して各年１月から１２月までに申立てのあった成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の件数

(4) 成年後見人等と本人の関係別件数

後見人等としては、司法書士13件、弁護士11件、親族11件（配偶者、親、子、その他親族）、社会福祉士４件の順になっています。

成年後見人等と本人との関係別件数

（単位：件）

	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人	合計
計	1	1	6		3	11	13	4					2			41
後見	1	1	6		3	10	12	3					1			37
補佐						1	1	1					1			4

※東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）において令和４年１月から１２月までに後見開始、保佐開始及び補助開始事件で開始の審判がなされた事件を対象に、開始時に選任された後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）と本人との関係を類型別・区市町村別に集計したもの

5 成年後見支援センター「すてっぷ中央」の事業実績

(1) 相談事業

中核機関である成年後見支援センター「すてっぷ中央」の一般相談件数は、令和4年度2,592件で、高齢者からの相談が7割以上と多くなっています。

福祉法律相談は、令和4年度13件で、うち8件が成年後見に関する相談です。権利擁護支援事業の相談は、令和4年度67件で、高齢者からの相談が7割以上を占めています。

一般相談件数（新規＋継続）

（単位：件）

対象区分		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
高齢者	成年後見	712	1,077	821	1,342	1,449
	その他	639	519	600	378	537
	計	1,351	1,596	1,421	1,720	1,986
知的障害者	成年後見	80	28	28	72	49
	その他	6	10	33	4	4
	計	86	38	61	76	53
精神障害者	成年後見	154	118	100	55	202
	その他	53	76	79	145	134
	計	207	194	179	200	336
その他	成年後見	94	39	40	55	180
	その他	76	80	59	180	37
	計	170	119	99	235	217
合計		1,814	1,947	1,760	2,231	2,592

福祉法律相談件数

（単位：件）

区分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
成年後見	13	8	7	5	8
権利侵害	2	3	1	5	0
その他（遺言・相続等）	7	9	9	16	5
合計	22	20	17	26	13

権利擁護支援事業相談受付件数（新規のみ）

（単位：件）

対象区分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
高齢者	31	8	22	22	25
認知症高齢者	12	12	18	19	25
知的障害者	0	0	3	1	1
精神障害者	3	5	7	3	9
その他	4	6	9	6	7
合計	50	31	59	51	67

(2) 権利擁護支援事業

権利擁護支援事業の対象者は令和4年度33人で平成30年度から毎年増加しています。財産管理・保全サービス対象者は横ばいで推移しています。

地域福祉権利擁護支援事業対象者数

(単位：人)

対象区分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
認知症高齢者	18	20	24	23	24
知的障害者	1	1	1	2	2
精神障害者	4	3	3	5	6
その他	0	2	2	1	1
合計	23	26	30	31	33

財産管理・保全サービス対象者数（対象拡大分）

(単位：人)

区分	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
高齢者	19	19	18	18	19
その他	0	0	0	0	0
合計	19	19	18	18	19

(3) 成年後見費用助成事業

後見報酬助成は令和4年度7件で、昨年度と比較して減少しています。申立て費用助成と申立て書類作成費用助成は、横ばいで推移しています。

後見報酬助成件数

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
件数（単位：件）	6	8	10	9	7
金額（単位：円）	1,316,743	1,848,459	2,535,420	1,728,041	1,771,000

申立て費用助成件数

内容		H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
申立て費用	件数	1	2	1	2	2
	金額	16,840	42,392	11,714	15,095	76,220
申立て書類作成費用	件数	1	2	0	0	1
	金額	98,709	200,000	—	—	22,000

(4) 後見等申立て支援

候補者等紹介件数は、令和4年度38件となっており、昨年度と比較して増加しています。

後見等申立て支援件数

(単位：件)

内容	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
候補者等紹介件数	16	28	17	24	38
申立て手続き支援件数	5	5	4	9	9

(5) 区民後見人養成等事業

区民後見人養成講習修了者は、令和5年4月1日現在で40人となっています。

区民後見人養成講習修了者数等

(令和5年4月1日現在)

養成講習修了者	40人	平成25年度まで都が実施していた養成講習を、平成27年度から区（中央区社会福祉協議会への補助又は委託事業）で実施している（平成26年度は東社協が実施）。
後見人等受任	3人	後見人等を受任した場合、原則として登録生活支援員の活動を休止する。
後見活動メンバー登録	29人	
登録生活支援員	18人	社協と雇用契約を締結し、登録生活支援員として地域福祉権利擁護事業活動を行っている。